

# 第1回検討委員会配付資料1

秦野市公共施設再配置計画（仮称）検討委員会の運営について（案）

平成21年12月25日 公共施設再配置計画担当作成

## 1 秦野市公共施設再配置計画（仮称）について

### (1) 計画内容と位置付け

「公共施設の再配置」とは、中長期的視点に立って、公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を考えることをいいます。

公共施設再配置計画（仮称）は、道路や上下水道の基盤施設などを除く、すべての公共施設を対象として、適切な施設配置と効率的な管理運営に向けた見直しを行います。また、既存施設を有効活用する新たな枠組みづくりなどによって、施設の総量を抑制しつつ、新たなニーズに対応するために必要となる施設の規模と機能の確保に向けて、計画的に取り組みます。

今後、計画策定に当たっての基本的な考え方や再配置の方向性を示す基本方針を策定していく予定です。この基本方針に基づき、本市の公共施設を将来にわたり持続可能な質と量へ転換することを目指して、適正な施設配置と効率的な管理運営の実現に向けた抜本的な見直しを行う計画を策定し、財政負担を軽減しながら市民ニーズに的確に対応した公共サービスの提供を図ります。

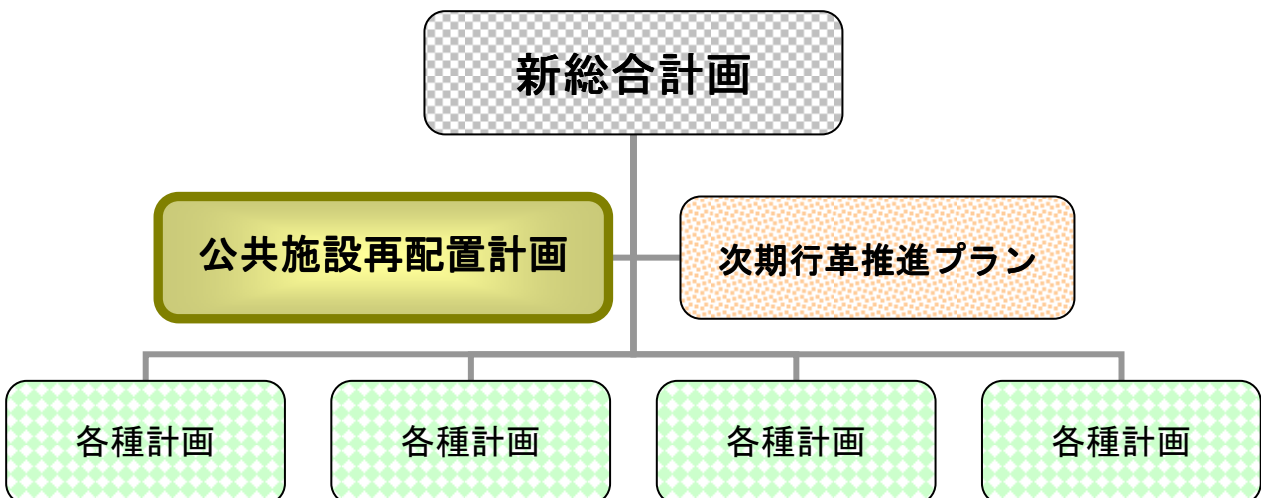
また、再配置計画の策定に当たっては、学識経験者等により構成する外部の検討委員会を設置するとともに、施設利用者をはじめ幅広く市民の意見等を把握し、その反映に努めるものとします。

### (2) 計画の実効性の確保

再配置計画は、「施設総量の抑制」と「市民サービスの向上」の相反する二つの目的の実現を目指すものですが、公共施設を取り巻く既得権益や利害関係など多くの課題があります。

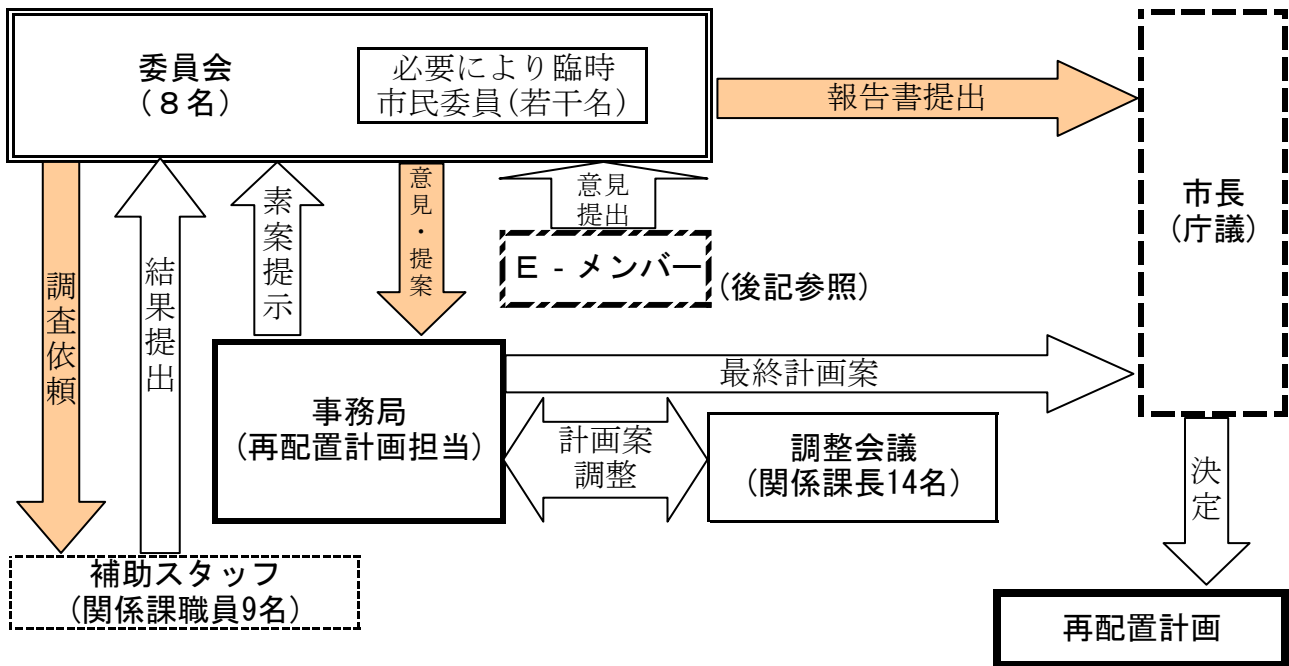
このため、再配置を進めるに当たって最も重要なことは、実行性の確保にあるといえます。そこで、この実行性を確保するため、再配置計画に基づき年次計画を示した実行プランを作成した上で、平成23年度を初年度に策定を予定する本市の最上位計画である「新総合計画」及び「次期行革推進プラン」の中に位置付けます。

#### 【再配置計画の位置付け】



# 第1回検討委員会配付資料1

## 2 委員会の運営概念図



## 3 委員会等のスケジュール

年	月	回	委員会	事務局	備考
H21	12	第1回	委嘱・検討内容確認	基本方針素案作成	
H22	1	第2回	方針案検討		市民委員参加可能 傍聴可能
	2	第3回	方針に対する意見書提出		
	3	第4回	計画案検討①	パブコメ・方針決定	
	4	第5回	計画案検討②	計画素案作成	
	5	第6回	計画案検討③	〃	
	6	第7回	計画案検討④	〃	
	7	第8回	報告内容調整	〃	
		第9回	報告書提出	報告案作成	
	8			最終計画案公表	
	9	第10回	まとめ	パブコメ・タウンミーティング	
10			計画決定・実行プラン作成		
11			実行プラン作成		
12			〃		
H23	1			〃	
	2			〃	
	3			実行プラン決定	
	4		計画スタート		

※ 第1回委員会により最終決定

# 第1回検討委員会配付資料1

## 4 E-メンバー(仮称)について

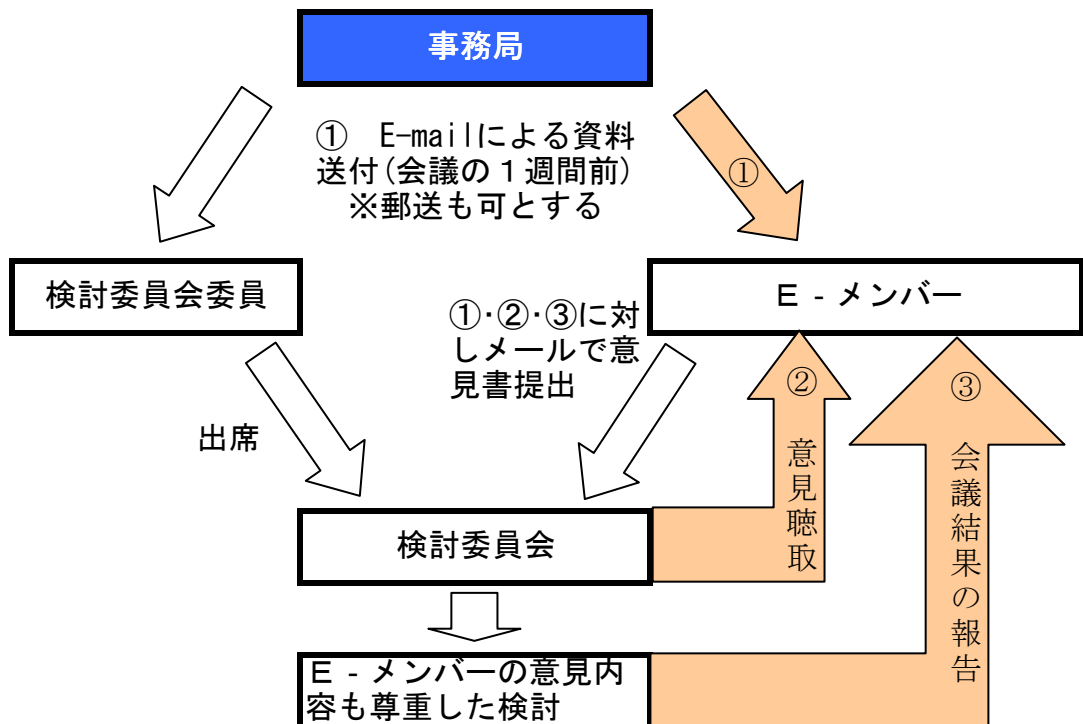
### (1) 趣旨

本市では、計画等の策定に当たっての市民参画の手法としては、従来から各種団体の代表者や公募市民が委員会に出席して意見を述べるのが主となっている。

しかし、この方法では、参画する市民に偏りが見られてしまうとともに、会議への出席時間が取れないサラリーマン層などは、参画することができなかった。

そこで、こうした市民が計画等の策定作業に参画しやすくするとともに、市政のあらゆる分野について市民との協働を進めるための新たな人材の発掘につながることも期待し、自由な時間の中で政策形成に意見を発し、それを取り入れることができるシステムを、本計画の検討過程において採用するものです。

### (2) 参加イメージ



### (3) 募集及び選考方法

- ① 広報及びホームページ等を通じて募集を周知
- ② 市内在住、在勤、在学の18歳以上を対象とする。
- ③ 応募に当たっては、「秦野市公共施設白書」に対する感想を提出
- ④ 感想の内容について委員会で審査し、10～20人程度を採用

### (4) その他の事項

- ① メンバーの年代や性別については、多様な意見を反映できるように配慮する。
- ② 説明会を開催し、本人確認を行う。
- ③ 意見書の提出に対しては、1件につき200～500円(相当)程度の報償(現金、地域貢献券、金券等)を支給する。
- ④ 意見内容が報償支給に適さないと委員会が判断する場合は、報償を支給しない。また、複数回にわたり不適当な意見を提出した場合は、解任する。
- ⑤ 第4回の委員会(3月下旬予定)においてメンバーを決定し、第5回の委員会(4月下旬予定)から参加する。